

令和5年度

第3回 定期 監査 報告書

(監査実施期間：令和5年10月20日～令和5年11月29日)

南相馬市監査委員

## 目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査の着眼点	2
5	監査の主な実施内容	3
6	監査の期間	3
7	監査の実施場所及び実施日	3
8	監査の結果	3

### 《指摘事項》

なし

### 《指導事項》

1 事務関係 (商工労政課)

### 《検討事項等》

1 事務関係 (商工労政課)

2 資産等の管理 (おだか認定こども園)

3 主要事業等の進捗確認 (商工労政課、農政課、農林整備課、生涯学習課)

## 南相馬市監査委員公表第10号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表します。

令和5年12月26日

南相馬市監査委員 大谷 嘉洋

南相馬市監査委員 細田 廣

### 記

#### 1 監査の種類

定期監査

#### 2 監査の対象

対象部局等	対象課等
商工観光部	商工労政課
農林水産部	農政課、農林整備課、農地集積課
教育委員会	生涯学習課、生涯学習センター
小学校	小高小学校
中学校	小高中学校、鹿島中学校、原町第一中学校、原町第二中学校、原町第三中学校、石神中学校
子ども未来部	おだか認定こども園

#### 3 監査の範囲

令和5年4月から令和5年9月に実施した事務事業

#### 4 監査の着眼点

- (1) 事業の管理又は事務の執行が法令に適合し、正確に行われているか。  
 (2) 事業の管理及び事務の執行が経済的・効率的かつ効果的に行われているか。

種別	項目	着眼点
財	収入事務	(1) 収入未済金について適正な取り扱いがなされているか。 (2) 事務手続（起案から収入まで）は、適正に行われているか。 (3) 使用料、手数料の算定が法令等に準拠して行われているか。 (4) 計算方法は正確か。 (5) 減免等の理由及び手続は適正か。
	契約事務	(1) 契約締結手続きは適正に行われているか。 (2) 委託契約を締結している業務について、明確な仕様書に基づき実施されているか。 (3) 恣意的な分割発注をしていないか。 (4) 契約相手方の資格調査を十分に行っているか。 (5) 契約書、請書の締結方法は適正か。 (6) 見積書等、関係書類は適切に徴取されているか。 (7) 随意契約は適切な理由となっているか。
監	資産等の管理	(1) 備品及び市有地の管理は適正に行われているか。 (2) 公有財産の貸付及び目的外使用許可の手続が法令に準拠して行われているか。 (3) 所管する施設の管理は適正になされているか。 (4) 現金取扱いに係るマニュアルは整備されているか。 (5) 財産管理システムへの登録や変更はきちんと行っているか。 (6) 所管する行政財産、普通財産、公用車等の管理は適正になされているか。
	歳入歳出外現金管理	(1) 歳入歳出外現金（預り金）の取り扱いは適切か。
行政	の主要事業等の進捗確認	(1) 復興総合計画、実施計画に掲載されている主要事業が、計画通りに進んでいるか。 (2) 実績について、成果をどう捉え、評価しているか。 (3) 事業を実施する上での課題と、その解決の方向性はどうか。 (4) 事業の取り組み内容と成果指標にズレが生じていないか。
	事務関係	(1) 事務処理が遅延なく、適正に行われているか。 (2) 事務手続は、根拠法令等に基づき、適切に行われているか。 (3) 事務の効率化が図られているか。 (4) 決裁処理について誤りがないか。 (5) 事務事業の内容の精査は十分にできているか。

※上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考としました。

## 5 監査の主な実施内容

- (1) 帳票簿冊等の審査
- (2) 監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取

## 6 監査の期間

令和5年10月20日～令和5年11月29日

## 7 監査の実施場所及び実施日

実施日（監査委員監査）	対象課等	実施場所
令和5年11月20日（月）	農政課	小高区役所
	農林整備課	
	農地集積課	
令和5年11月21日（火）	生涯学習課	監査委員事務局
	生涯学習センター	
令和5年11月22日（水）	石神中学校	石神中学校
	鹿島中学校	鹿島中学校
	小高中学校	小高中学校
	小高小学校	小高小学校
	おだか認定こども園	おだか認定こども園
令和5年11月24日（金）	原町第一中学校	原町第一中学校
	原町第二中学校	原町第二中学校
	原町第三中学校	原町第三中学校
	商工労政課	監査委員事務局

## 8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていましたが、次の事項について改善、検討の必要があると認められましたので、今後はこれらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に当たってください。

なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示しました。

## 《 指 摘 事 項 》

なし

## 《 指 導 事 項 》

### 1 事務関係

次のような不適切な事務処理がなされていました。

① 出張後の用務の経過及び結末等について復命が行なわれていないもの。

(商工労政課)

旅行命令と復命書の関係を確認したところ、一部で文書での復命が望ましい出張要件であっても、口頭での復命としている事例や、復命がされていない等の事務処理の不備がありました。

復命書は、公務として所期の目的を達成しているか、旅行命令に従って適切に出張が行われていたかを確認するのに必要な文書です。実施機関の説明責任を果たすためにも「南相馬市職員服務規程」に基づき適正な事務処理を行ってください。

#### 【関係法令】

○南相馬市職員服務規程（抜粋）

（復命）

第16条 出張した職員は、その用務を完了して帰庁した場合は、用務の経過及び結末等について文書で市長に復命しなければならない。ただし、軽易な事項については、口頭ですることができる。

## 《 検 討 事 項 》

### 1 事務関係

- ① 魅力ある職場環境づくり事業補助金（就労者やりがい創出事業）における補助金の交付において検討を要するもの。

（商工労政課）

本補助金の支援対象の一つである「中小企業者社員の資格取得」については、現状受験回数の定めはありません。社員が資格試験に不合格となった場合、中小企業者は翌年度も同資格取得にかかる補助を受けられることができるため、補助する受験回数について制限を設けるなどの検討をしてください。

### 2 資産等の管理

- ① 避難経路の確保について検討を要するもの。

（おだか認定こども園）

災害時に園（正門）から先行避難所（小高中学校）に避難する場合、市防災マップにおける0.5m～3.0m未満の浸水区域を通過しなければなりません。先行避難所により近い場所に入出口を設置するなど、園児のより安全な避難経路を確保するため環境整備を検討してください。

### 3 主要事業等の進捗確認

- ① 実施計画に掲載されている主要事業の指標設定について検討を要するもの。

（商工労政課、農政課、農林整備課、生涯学習課）

実施計画の活動指標については、事業効果や達成度が分かりにくいものがあり、総合計画の各政策・施策の評価に対しても分かりにくいものがありました。成果を計ることができる指標の設定を行い、事業が計画通りに進んでいるか確認を行えるよう努めてください。

※監査結果の区分については、指摘事項、指導事項、検討事項等（意見）に区分して記載しています。

- 指摘事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの
- 指導事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの
- 検討事項等（意見）…特別に検討等を必要とするもの